

地方独立行政法人福岡市立病院機構の概要

1 名称

地方独立行政法人福岡市立病院機構

2 設立年月日

平成22年4月1日

3 設立目的

地方独立行政法人法に基づき、福岡市における医療施策として求められる救急医療、高度専門医療等を提供すること等により、市内の医療水準の向上を図り、もって市民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。（定款第1条）

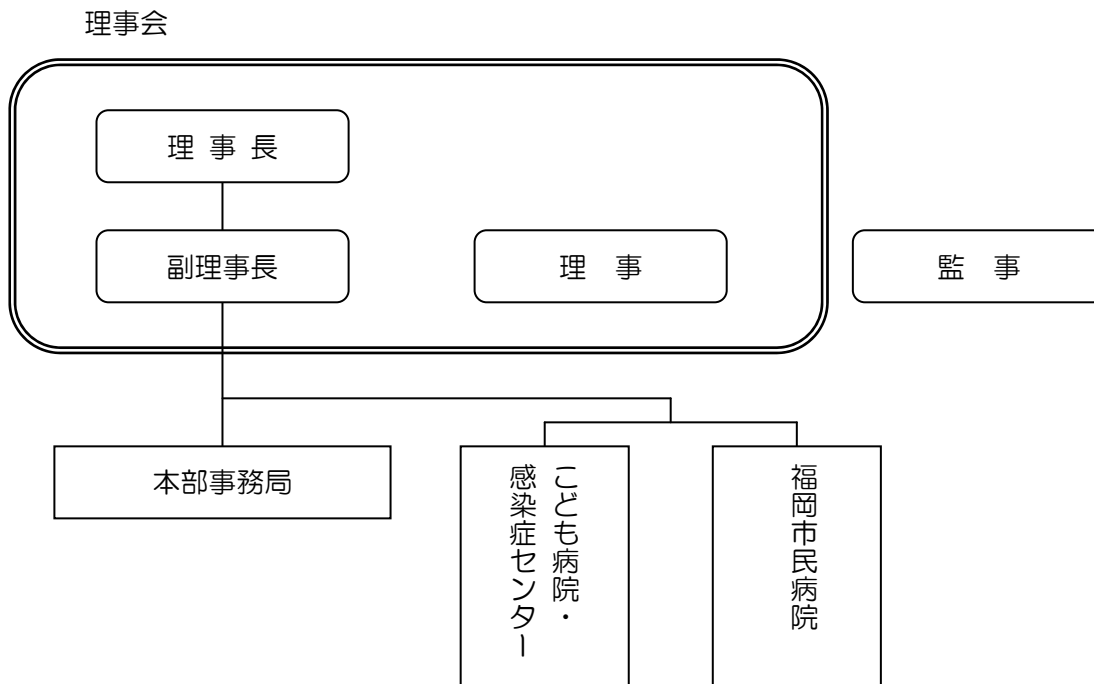
4 資本金

657,672,841円（暫定額）

5 役員（平成22年7月1日現在）

役職	氏名	備考
理事長	福重 淳一郎	こども病院・感染症センター院長
副理事長	竹中 賢治	福岡市民病院長
理事	竹嶋 康弘	元 福岡県医師会長
	石原 進	福岡経済同友会 代表幹事
	高橋 宏和	元 福岡市代表監査委員
	河野 斉	こども病院・感染症センター副院長
	是永 大輔	福岡市民病院副院長
監事	伊達 健太郎	弁護士
	新原 清治	公認会計士

6 組織



7 職員数

(平成 22 年 7 月 1 日現在)

区分	職種等	人数	備考
こども病院・ 感染症センター	院長	1人	
	副院長	2人	
	医師	41人	うち診療統括部長1人, 科長13人
	看護師・助産師	235人	うち看護部長1人
	医療技術職	37人	うち技師長2人
	事務局	30人 (27人)	うち事務局長1人, 課長1人
	病院計	346人 (27人)	
福岡市民病院	院長	1人	
	副院長	1人	
	医師	39人	うち診療統括部長3人, 科長9人
	看護師・助産師	173人	うち看護部長1人
	医療技術職	35人	うち薬剤部長1人, 技師長2人
	事務局	16人 (10人)	うち事務局長1人, 課長2人
	病院計	267人 (10人)	
事務局 本部	本部事務局長	1人 (1人)	
	本部事務局	16人 (12人)	うち課長2人
	本部事務局計	17人 (13人)	
法人合計		630人 (50人)	

※ () 内は市派遣職員数。 管理栄養士は事務局に含む。

地方独立行政法人福岡市立病院機構定款

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 組織
 - 第1節 役員及び職員（第7条－第12条）
 - 第2節 理事会（第13条－第16条）
- 第3章 業務の範囲及びその執行（第17条－第20条）
- 第4章 資本金、出資及び資産（第21条）
- 第5章 雑則（第22条・第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、福岡市における医療施策として求められる救急医療、高度専門医療等を提供すること等により、市内の医療水準の向上を図り、もって市民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、福岡市とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人は、事務所を福岡県福岡市に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、福岡市公報に登載して行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により福岡市公報に登載することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその登載に代えることができる。

第2章 組織

第1節 役員及び職員

（役員の数）

第7条 法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 理事 7人以内
- (4) 監事 2人

（役員の仕事及び権限）

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときは理事長があらかじめ指定した順序によりその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は福岡市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

（役員の仕事）

第9条 理事長及び監事は、市長が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

(役員任期)

第10条 理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員兼任の禁止)

第11条 理事長、副理事長又は理事は、監事と兼ねることができない。

(職員任命等)

第12条 法人の職員は、理事長が任命する。

2 法人の職員の職の種類、職務及び任命その他法人の職員に関する事項については、法人の規程(以下「規程」という。)で定める。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第13条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(招集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は副理事長及び理事の3分の1以上若しくは監事から会議の目的である事項を記載した書面を付して要求があったときに理事長が招集する。

(議事)

第15条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、副理事長及び理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 理事会の議事は、出席した副理事長及び理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第16条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項

(2) 年度計画に関する事項

(3) 予算及び決算に関する事項

(4) 病院の診療科目及び病床数に関する事項

(5) 規程の制定又は改廃(軽微な改正を除く。)に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

第3章 業務の範囲及びその執行

(病院の設置及び管理)

第17条 法人が設置し、及び管理する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
福岡市民病院	福岡県福岡市博多区吉塚本町
福岡市立こども病院・感染症センター	福岡県福岡市中央区唐人町二丁目

(業務の範囲)

第18条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

(1) 医療を提供すること。

(2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。

(3) 医療に関する従事者の研修を行うこと。

(4) 前3号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

(緊急の必要がある場合の市長の要求)

第19条 法人は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため市長が必要と認める場合に、市長から前条第1号又は第2号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じ、当該業務を実施しなければならない。

(業務方法書)

第 20 条 この定款に定めるもののほか、法人の業務の執行に関し必要な事項は、業務方法書の定めるところによる。

第 4 章 資本金、出資及び資産

第 21 条 法人の資本金は、法第 67 条第 1 項の規定により福岡市から法人に対し出資されたものとされる金額とする。

2 法第 67 条第 1 項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物は、別表第 1 のとおりとする。

3 福岡市から法人に対し譲渡される資産のうち建物は、別表第 2 のとおりとする。

第 5 章 雑則

(残余財産の帰属)

第 22 条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、福岡市に帰属する。

(規程への委任)

第 23 条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、規程の定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

別表第1

1 土地

地 番	面積
福岡市博多区吉塚本町291番2	平方メートル 5,017.78
福岡市博多区吉塚本町130番11	1,011.00
福岡市中央区唐人町二丁目133番2	16,927.88
福岡市東区香椎照葉五丁目26番39	35,000.00

2 建物

名 称	所 在 地	面積
福岡市市民病院	病院	福岡市博多区吉塚本町291番地2 平方メートル 延べ 13,603.44
	機械室	福岡市博多区吉塚本町291番地2 4.72
	看護師宿舎	福岡市博多区吉塚本町291番地2 延べ 522.44

別表第2

名 称	所 在 地	面積
福岡市立こども病院・感染症センター	病院	福岡市中央区唐人町二丁目133番地2 平方メートル 延べ 15,095.67
	物置	福岡市中央区唐人町二丁目133番地2 16.91
	物置	福岡市中央区唐人町二丁目133番地2 18.99
	物置	福岡市中央区唐人町二丁目133番地2 延べ 123.20
	機械室	福岡市中央区唐人町二丁目133番地2 5.28
	機械室	福岡市中央区唐人町二丁目133番地2 74.75
	機械室	福岡市中央区唐人町二丁目133番地2 5.04
	機械室	福岡市中央区唐人町二丁目133番地2 29.25
	研修所	福岡市中央区唐人町二丁目133番地2 延べ 294.74
	看護師宿舎	福岡市中央区唐人町二丁目133番地2 延べ 474.50
	看護師宿舎	福岡市中央区唐人町二丁目133番地2 延べ 474.50
	患児家族宿泊施設	福岡市中央区唐人町二丁目133番地2 延べ 208.88